

性障害を典型的に反映させた項目はなく、強いてあげれば項目82「一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいること」が関係していると判断した。この項目は調査員マニュアルの解説では「行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしないでいることが多く、行動を促す他者からの働きがあっても動かない場合をいう」とされており、統合失調症の無為自閉状態を想定した項目のようであるが、広汎性発達障害においてもこのような行動特性を示す場合もあるため社会性障害に分類した。

第二に広汎性発達障害の中核的特性であることが議論されている心の理論障害を反映していると判断される項目は皆無であり、中枢統合障害を反映している項目もわずか一項目でその内容もそれぞれの領域の障害特性を典型的に反映しているとは言い難い項目、すなわち「現実には合わず高く自己評価すること」であった。この項目は他の領域に分類するのが困難であったことと、全体の状況の中で自己の立場を把握する能力という観点から中枢統合障害を反映している判断した。一方、実行機能障害を反映した項目は比較的多かった。項目38「日常の意思決定について」、項目62「外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなる」などであり、これらの項目は認知症などを想定した項目かもしれない。実行機能障害は曖昧な概念であり自閉症に限らず、ADHD、認知症、統合失調症など多様な障害で生じることが知られている認知機能障害であり、障害程度区分に多数登場することは当然の帰結かもしれない。

第三に広汎性発達障害によくみられる特性である感覚過敏については、関係がある項目が皆無であった。感覚過敏はしばしば社会適応上の問題に繋がることが多いにもかかわらず一項目もないことが注目された。

以上まとめると本106項目障害認定区分は広汎性発達障害の評価尺度としては、社会性や微妙なコミュニケーションに関する項目が少なく、感覚過敏を反映した項目がないなど広汎性発達障害に使用するには限界があると考えられた。

今後は広汎性発達障害のために作られた日本自閉症協会広汎性発達障害評定尺度(PARS)などを用いて広汎性発達障害特有の困難度を障害程度区分106項目が適切に反映しているかどうかの検討を行うことが必要であると考えられた。

付録 障害者自立支援法における「障害程度区分」の
広汎性発達障害への適用可能性に関する調査票

(回答〆切：2005年12月28日)

回答者氏名：
所 属：
職 種： 医療 ・ 保健 ・ 福祉 ・ 教育 ・ 心理
経験年数（PDDに関わった）： 年

以下の106項目が広汎性発達障害者の障害の程度を評価するうえで、どの程度重要だと思われるか？

重要と思う程度を5段階で評定してください。ここでの広汎性発達障害には幼児から成人までの全年齢段階とすべての知的障害（発達）水準を含むものとします。

- 5：非常に重要である
- 4：重要である
- 3：どちらでもない
- 2：重要でない
- 1：まったく重要でない

		評価内容	5段階評定
	1-1	麻痺等の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）	
1		1 左上肢	5 - 4 - 3 - 2 - 1
2		2 右上肢	5 - 4 - 3 - 2 - 1
3		3 左下肢	5 - 4 - 3 - 2 - 1
4		4 右下肢	5 - 4 - 3 - 2 - 1
5		5 その他	5 - 4 - 3 - 2 - 1
	1-2	関節の動く範囲の制限の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）	
6		1 肩関節	5 - 4 - 3 - 2 - 1
7		2 肘関節	5 - 4 - 3 - 2 - 1